

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年 6月24日(月)

今週のことば

電気・ガス補助金の追加実施

電気・都市ガス料金の負担軽減措置は5月使用分で終了したが、首相は「酷暑乗り切り緊急支援」として8～10月分の3ヵ月の実施を表明。ガソリン補助金は年内継続。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

6/24(月) 大安
25(火) 赤口
26(水) 先勝 パリ五輪開催まで1ヵ月
27(木) 友引 米大統領選候補の討論会、陸上日本選手権(新潟)
28(金) 先負
29(土) 仏滅 天皇・皇后両陛下が国から帰国
30(日) 大安

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/17(月)	38,102 ▼712	157.55 △0.11
18(火)	38,482 △380	158.13 ▼0.58
19(水)	38,571 △89	157.74 △0.39
20(木)	38,633 △62	158.27 ▼0.53
21(金)	38,596 ▼37	158.76 ▼0.49

法人版事業承継税制の特例措置の期限等

今年度税制改正により法人版事業承継税制の特例措置を適用するために必要となる「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月まで延長となりました。

◆ 計画の提出は8年3月、適用は9年12月まで

法人版事業承継税制は、後継者が非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した場合に一定の要件のもと、贈与税・相続税の納税を猶予又は免除する制度で、一般措置(適用期限なし)と特例措置(令和9年12月まで)があります。

特例措置は一般措置を拡充した制度(全株式を対象に贈与税・相続税ともに100%納税猶予など)ですが、適用には承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を令和8年3月までに都道府県知事に提出し確認を受ける必要があります。

なお、中小企業庁によると令和5年度における特例承継計画の申請件数は5357件となり、令和4年度(2691件)から倍増しました。

◆ 贈与時の役員就任要件の見直しを検討

特例措置は事業承継を集中的に進めるための制度であり、適用期限(令和9年12月まで)は延長しない方針のため、令和8年3月までに特例承継計画を提出した上で、令和9年12月までの贈与・相続等により非上場株式等を取得することが必要となります。

また、株式等を贈与する場合は、後継者に役員就任要件(贈与日まで3年間継続して役員であること)があるため、本年12月までに役員に就任している必要があります。ただし、今月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2024」において、この役員就任要件の見直しを検討することが盛り込まれました。

■この記事の詳細は、情報BOX201524

本年11月に施行されるフリーランス新法

フリーランスが安定的に働ける環境整備のため、発注事業者の義務等を定めた「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が本年11月に施行します。

この法律は、「従業員を使用する発注事業者」から「従業員を使用しないフリーランス」への業務委託に係る取引が適用対象となります。

発注事業者には、*書面等による取引条件の明示、*報酬支払期日の設定・期日内の支払、*募集情報の的確表示、*ハラスメント対策に係る体制整備が義務付けられます。また、一定期間以上の業務委託には、*受領拒否や報酬の減額等の禁止行為、*育児介護等と業務の両立の配慮、*中途解除等の事前予告・理由開示が加わります。

令和5年度の査察調査の取り組み

悪質な脱税者に対して国税査察官(通称マルサ)が刑事責任を追及する査察調査について、令和5年度に処理した事案は151件(うち101件を検察庁に告発)で、その脱税額は総額119億8千万円(1件あたり7900万円)でした。

告発事案には、架空の課税仕入や輸出免税売上を計上して消費税の還付を受けた事案や、所得を隠匿した上で無申告だった事案、架空の経費を計上して法人税等を免れた事案、相続した現金等を除外して相続税を免れた事案などがありました。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

承継計画の提出期限が延長された法人版事業承継税制の特例措置

◆法人版事業承継税制の概要

- ・後継者である受贈者・相続人等が経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により猶予されている贈与税・相続税が免除される制度です。
- ・本制度には適用期限のない「一般措置」と、事業承継を集中的に進めるため平成30年度税制改正で10年間（平成30年～令和9年）の時限措置として創設された「特例措置」があります。
- ・本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受け、報告期間中（原則として贈与税又は相続税の申告期限から5年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。
- ・贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式等を贈与者から相続等により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。その際、都道府県知事の確認を受けることで相続税の納税猶予ができます。

◆「特例措置」の主な特徴

「特例措置」の基本的な仕組みは「一般措置」と同様ですが、以下のような違いがあります。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	平成30年4月1日～令和8年3月31日までに特例承継計画を提出	不要
適用期限	平成30年1月1日～令和9年12月31日までの贈与・相続等	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大2/3まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし（猶予税額を納付）

◎事前の計画策定等：後継者の氏名や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関の所見を記載の上、令和8年3月31日までに都道府県知事に提出し、確認を受けます。なお、贈与又は相続後でも円滑化法認定の申請時までには提出可能です。

◎適用期限：最初の贈与又は相続等による非上場株式等の取得について、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の取得が要件とされています。

◎対象株数：全株式が適用対象となります（議決権に制限のない株式等に限る）。

◎納税猶予割合：対象となる非上場株式等に対応する相続税・贈与税の100%が猶予されます。

◎承継パターン：最大3人の後継者が対象となります。

◎雇用確保要件：雇用確保要件を満たすことができなかった場合に、その理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、確認を受けることで納税猶予が継続できます。

◎事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除：会社の事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に特例措置の適用に係る非上場株式等を譲渡等したときに、その対価の額（譲渡等の時の価額の1/2が下限）を基に猶予税額を再計算し、再計算した金額と一定の配当等の金額との合計額が当初の猶予税額を下回る場合、その差額を免除するなどの措置が設けられています。

◆特例措置における後継者の役員就任要件の見直しを検討

法人版事業承継税制の特例措置を適用して後継者が株式等の贈与を受ける場合、後継者は「贈与の日まで引き続き3年以上を会社の役員であること」が要件となっており、後継者が令和6年12月末までに役員に就任していない場合は適用できないことから、「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）」において、役員就任要件の見直しを検討することが盛り込まれました。

【参考】特例承継計画の申請件数

中小企業庁が公表した「法人版事業承継税制（特例措置）活用事例」によると、特例承継計画の申請件数はコロナ禍（令和2年度：2,809件、令和3年度：2,661件、令和4年度：2,691件）に落ち込んだものの、令和5年度は5,357件と大幅に増加しました。